

市民文教委員会会議録

平成23年9月27日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 11:21

【 案 件 】

1. 議案第65号 平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第69号 契約の締結((仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(1工区)工事)
3. 議案第70号 契約の締結((仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(2工区)工事)
4. 議案第71号 契約の締結((仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(3工区)工事)
5. 議案第76号 指定管理者の指定(飯塚市文化会館)
6. 議案第77号 指定管理者の指定(飯塚市市民交流プラザ)

【 報告事項 】

1. 飯塚市史編纂業務の進捗状況 について (文化財保護課)
2. 旧伊藤伝右衛門氏庭園の国名勝指定について (文化財保護課)
3. 飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会答申について (学校教育課)
4. 平成24年度飯塚市立幼稚園園児募集について (学校教育課)

委員長

ただいまから市民文教委員会を開催いたします。

「議案第65号 平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校給食課長

「議案第65号 平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」について、補足説明いたします。

予算書の19ページをお願いいたします。第1条において予算額の歳入・歳出それぞれに60,000円を追加し、総額を16億5716万5千円とするものでございます。

事項別明細書の23ページをお願いします。今回の補正の主な理由でございますが、平成24年度から伊岐須小学校の給食調理が自校方式となり、その給食調理業務を民間委託することとしております。また、すでに民間委託しております庄内小中学校の給食調理業務委託が平成23年度で契約満了となることから、平成24年度で再度民間委託をすることとしておりますが、この業者選定にあたり、プロポーザル方式による業者選定を行うため、飯塚市給食運営審議会に臨時委員を任命したいと思っております。この臨時委員には、当該学校長及び関係職員3名、当該学校保護者代表3名及び市職員1名を委嘱し、現運営審議会委員の中から委員長が指名した委員とともに、専門的な協議、検討を行っていただき、業者選定を行っていきたいと思っております。補正予算の概要でございますが、先ほど申しました臨時委員のうち、当該学校保護者代表3名の委員報酬53,000円及び費用弁償7,000円、計60,000円を追加計上するものでございます。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。同じく23ページの5款、1項、1目の一般会計繰入金につきましては、事務費の増に伴うものであります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。戻っていただきまして、21ページをお願いします。この債務負担行為は、先ほど申しました伊岐須小学校、庄内小中学校の調理業務委託を平成26年度までの複数年契約を実施しようとするもので、伊岐須小学校が各年度1827万円を限度として、庄内小学校が各年度1215万9千円を限度として、庄内中学校

が各年度1089万9千円を限度としておのおの設定するものでございます。この設定額の算出基礎は人件費と諸経費の合計額でございますが、人件費の算定のみ申し上げますと、人員配置数を伊岐須小学校の場合、常勤勤務者3名、パート職員8名の計11名にて算出しております。庄内小学校の場合は同様に常勤勤務者2名、パート職員5名の計7名を、庄内中学校の場合は常勤勤務者2名、パート職員4名の計6名をもっておのおの算出しております。ちなみに常勤勤務者は1日8時間勤務で207日間、パート職員は1日5時間半勤務で207日間の算定です。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第65号 平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第69号 契約の締結(仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(1工区)工事」から「議案第71号 契約の締結(仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(3工区)工事」までの3件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

契約課長

関連がございますので、「議案第69号 契約の締結(仮称)飯塚市立穎田小中学校(1工区)工事」から「議案第71号 契約の締結(仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(3工区)工事」までの3件について一括して補足説明をいたします。

議案書6ページの議案第69号、議案書18ページの議案第70号、議案書26ページの議案第71号まで3件の工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。

議案書6ページをお願いします。「議案第69号(仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(1工区)工事」につきましては、契約金額10億6905万1200円で、「前田・春田・エムハウジング特定建設工事共同企業体、代表者 前田建設工業株式会社 九州支店 執行役員支店長 角田敏文」と契約を締結するものであります。

次に議案書18ページをお願いします。「議案第70号(仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(2工区)工事」につきましては、契約金額2億5572万0150円で、「山下・本河特定建設工事共同企業体、代表者 株式会社山下工務店 代表取締役 山下得雄」と契約を締結するものであります。

次に議案書26ページをお願いします。「議案第71号(仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(3工区)工事」につきましては、契約金額4億1508万9150円で、「九特・徳永特定建設工事共同企業体、代表者 九特興業株式会社 代表取締役 新川猛文」と契約を締結するものであります。

以上3件の工期につきましては、いずれも本契約の日から平成25年1月31日までとしております。

3件の入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準並びに特

定建設工事共同企業体運用基準に基づきまして、業者選考委員会において、共同企業体の構成員の条件等を決定し、7月22日に入札公告を行い、8月17日に入札を執行いたしました。

その結果でございますが、議案書資料の17ページをお願いします。「議案第69号（仮称）飯塚市立穎田小中学校建設（1工区）工事」につきましては、4共同企業体から入札参加申請があり、4者による入札の結果、予定価格12億5770万7850円に対し、落札額10億6905万1200円、落札率84.99%で前田・春田・エムハウジング特定建設工事共同企業体が落札したものであります。

次に議案書資料の25ページをお願いいたします。「議案第70号（仮称）飯塚市立穎田小中学校建設（2工区）工事」につきましては、7共同企業体から入札参加申請があり、6者による入札の結果、予定価格3億0084万8100円に対し、落札額2億5572万0150円、落札率84.99%で山下・本河特定建設工事共同企業体が落札したものであります。

次に議案書資料の34ページをお願いいたします。「議案第71号（仮称）飯塚市立穎田小中学校建設（3工区）工事」につきましては、7共同企業体から入札参加申請があり、7者による入札の結果、予定価格4億8834万1350円に対し、落札額4億1508万9150円、落札率84.99%で九特・徳永特定建設工事共同企業体が落札したものであります。

以上、工事概要以外の説明を終わります。

教育施設課長

次に工事請負議案資料について、一括してご説明いたします。

まず議案書の7ページをお願いいたします。（仮称）飯塚市立穎田小中学校建設（1工区）の工事概要としましては、鉄筋コンクリート造4階建て、延床面積9,126.37平方メートルで、この工区は職員室、事務室などの管理諸室や普通教室、特別教室などを配置した校舎棟で、この棟にはエレベーター1基や20キロワットの太陽光発電システム、屋上緑化を設置しております。

8ページをお願いいたします。外部仕上表および主要な居室部分の内部仕上表を記載しております。主な内部の仕上げでは廊下や教室の床にはフローリング貼り、腰壁には杉板張りとした木質系の仕上材料を使用しております。9ページに各工区共通の付近見取り図を添付しております。10ページに配置図、11ページから14ページに各階平面図、15ページから16ページに立面図を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に19ページをお願いいたします。（仮称）飯塚市立穎田小中学校建設（2工区）の工事概要としましては、鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積2,297.87平方メートルで、この工区は1階が公民館事務室、研修室、図書館、児童館などや2階に共用で使用する音楽室やコンピューター室などを配置した公民館ほか複合施設棟で、この棟にはエレベーター1基を設置しております。

20ページをお願いいたします。外部仕上表および主要な居室部分の内部仕上表を記載しております。主な内部の仕上げでは、集会室や音楽室などの床にはフローリング貼り、音楽室の腰壁には木質系の仕上材料を使用しております。21ページに配置図、22ページから23ページに各階平面図、24ページに立面図を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に27ページをお願いいたします。（仮称）飯塚市立穎田小中学校建設（3工区）の工事概要としましては、鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積4,148.78㎡で、この工区は1階が駐車場、2階が大アリーナ、3階に部室などを配置した屋内運動場棟で、この棟には荷物用のリフト1基や、駐車場下に浸水対策として約800立方メートルの雨水貯留槽を設置しております。

28ページをお願いいたします。外部仕上表および主要な居室部分の内部仕上表を記載しております。主な内部の仕上げでは、アリーナの床にはフローリング貼り、腰壁には木質系の仕上材料を使用しております。29ページに配置図、30ページから32ページに各階平面図、33ページに立面図を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上が工事概要ですが、この工事は建設敷地が既存の中学校に隣接した学校敷地内の狭小な敷地であり、学校運営を行いながらの施工となるため、児童・生徒や学校関係者および地域の方々に対しての確実な安全確保や、良好な学習環境を確保するため、施工者に対して安全管理や工程管理を徹底して行うよう監理・指導を行ってまいります。また電気、給排水衛生、空調の各設備工事の発注につきましては、今後早い時期に発注したいと考えております。

以上簡単ですが、資料についての説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

古本委員

今度の小中学校の契約の中で、1工区の部分でちょっとお聞きします。3工区に分けてやって、2工区、3工区のほうは、地場業者に発注されておるわけですが、1工区の部分については、技術的に問題があるとか企業の能力に欠ける部分とかいろいろあったと思います。それでゼネコンを含んだ市外業者、ゼネコンと地元の業者の3社ベンチャーで発注してあります。この辺の発注のやり方にはですね、私どもも、ある意味、いまのこの経済的に逼迫した時期に、なんで地場業者を1つにまとめきれないかなというところで、いろいろ議論をさせていただいたんですが、結果としてこういうふうになぜゼネコンが入ってきている。このことに対しては、あなた方の言い分の中で、やはり技術的なものというところを信用せざるを得ないだろうというふうにお考えおるわけですが、それで1点だけお聞きします。この比率、要するにゼネコンと地場業者の工事金額の契約の比率はどういうふうになっておりますでしょうか。

契約課長

1工区の工事につきましてのJV結成の条件につきましては、代表者になりますゼネコン出資比率につきましては50%とする、こういう条件を付して報告いたしております。

古本委員

50%ということは残りが50%、地場企業のほうには25%ずつですか。

契約課長

参加条件といたしましては、3社JVの場合におけます、最低出資比率を20%ということに定めておまして、代表者が50%未満ということですので、それぞれの結成の共同企業体でその比率は20%を超えるところで定めてきております。

委員長

契約課長、親であるのが何%を超えてはいけないとか、割ってはいけないとかいう内容があるでしょう。それを説明してください。

契約課長

先ほど申しましたように代表者は50%を超えてはならない。子の2社につきましては最低の出資比率が20%と定めておりますので、残りの50%以内、例えば、仮に代表者が50%ということになりましたら、30%、20%もありましょうし、25%、25%もありましょうし、細かく言えば27%、23%という分け方も可能でございますので、その範囲内で結成をされてきております。

古本委員

わかりました。50%を超えたからいけないということだけですね、条件はそれで内容的にどこの会社が何%とかいうようなものは、いまそういう行政側からの指導はあってなということですね。それで50%のこの金額からいきますと約5億円近い契約金額を市外業者に発注す

るわけですが、先ほども申し上げましたとおり、この件に関しましてはあなた方の言うとおりでと思います。ただ以前から何度もお願いをしておりますとおり、地元の企業には建設資材もしくは建設工事をする人夫さんはいっぱいいらっしゃるわけですよ。それで行政としては、あなた方としては、そういうところの市外業者に地場業者を使ってくれという話はもちろんしてあると思いますが、その辺はいかがですか。

契約課長

今回の案件につきましては、まだ本契約に至っておりませんので、そういったお話はさせていただいておりませんが、一般的にいきますと1千万円を超える工事につきましては、市長名によりまして契約締結時に下請を発注する場合がありますにつきましては、できるだけ市内業者を優先的に活用していただきたいという文章をお渡しして、お願いして対応させていただいております。

委員長

他に質疑はありませんか。

岡部委員

議案の69から71号を通して1つ2つ聞きたいんですけど。落札結果については84.99%ということで出ておりますので、これについてとやかく言うつもりもないんですけど、結果は84.99%で3工区とも終わったということを考えてときに、発注するほうとしてこの数字が果たして妥当であるのか。その程度でいけば例えば施工管理等とかいろんな問題が出てこないのか、そういった問題についてはどういうふう考えてます。

契約課長

ご質問の84.99%と言いますのは最低制限価格で、3工区とも落札決定いたしております。最低制限価格につきましては、設計図書の中で直接工事費、共通仮設費、それから現場管理費、一般管理費、概ねこの4項目で構成されておまして、これを全体的に必要な経費であるであろうということ参考をいたしまして、最低制限価格を設定いたしております。そういった形の中で履行できる下限の、このあたりはダンピング、そういったことが起こらないであろうというところを勘案いたしまして最低制限価格を設定いたしておりますので、結果的にその最低制限価格の応札によって、落札が決定したということでございます。

岡部委員

ということは、84.99%でとられれば別に現場の例えば、施工上の問題とか管理上の問題とかいうのはないであろうというふうに考えておられるということではないですかね。

契約課長

そのとおりでございます。

岡部委員

そうしたらこれだけの問題だけではなくて、他の工事、来年あたりにかけても工事が出てくるんですけど、談合しないで適正な形で出した結果が、最低ラインにみんな集中してくじ引きをすると、そのくじ引きの数字がこれ84.99%が妥当な数字であるというふうにあなた方が考えておられるんだったらね、私に言わせれば予算の組み方が甘いんじゃないかと。それでみんながやれるというような形でやってるんだったら、初めからそういう数字を予算の中でたてたらどうかというふうに思うんですが、どうですか。

契約課長

設計図書と言いますのは、現時点では予定価格を算出する上での参考資料という位置づけの中で予定価格を算出いたしております。それが予定価格という位置づけの中で、それに対して最低制限価格を設定するというので、いま公共工事につきましては、ほとんどの1000万円を超える工事につきましては、最低制限価格を設定いたしまして発注いたしております。いずれも事前公表という形で対応いたしておりますが、なおかつそれぞれの事業者におかれまして

は、十分な積算をされた上で応札されているものというふうを考えておりますので、あらかじめ最低制限価格で設計すればいいんじゃないかというご意見につきましては、今の状況のような形で設計する関係上、予定価格を算出する上で必要な設計でございますので、その点をご理解いただきたいというふうに思います。

岡部委員

設計図書のことを私承知しておりませんが、基本的に思うのが、今回の発注も先ほど古本委員のほうから地場業者におろしたお話もあっておりましたけど、私の基本的な考え方とすれば、いま仕事のないときにできるだけ多くの業者の方に仕事が回るように、こういう工区の分け方をしても、もっと分けてでもたくさん地元の方に出していただきたいという考え方が基本にあるわけですよ。ただ、皆さんがそれぞれ成り立たんような数字でやったって公共事業の役目というのはそこにはないと思うんですよ。やはり、すそのが広がって、それなりに納めてきちっとした生活ができるというものを、公共工事としておろしているという基本があるんじゃないのかというふうに思うんですよ。どうも見てありますとこの3工区に限らず近頃出ている分は、みな最低制限価格のくじ引きというふうな形で結果が出てるもんですから。もう少し、うちのほうも予算を、あなた方は先ほどの設計図書かなんか知らないけど、組み立てて数字を積んでるわけですので、できるだけその数字に近い形の中で、地元の業者の方が落札して潤すという形にはならないものですかね。

契約課長

言われることは分かっているつもりでございますが、あくまでも公共工事につきましては、予定価格から最低制限価格の範囲内で最も安い金額で応札された業者さんに決定するというシステムでございます。同額であれば、当然、地方自治法施行令の規定によりまして、くじ引きにて決定するというところに結果的になるわけでございますが、あくまでもそれぞれの業者の方が積算された結果で応札されてるということでご理解いただきたいというふうに思います。

岡部委員

今度の穎田が皮切りで、いまから小学校の統廃合というのが各所で予定されておるわけですが、この入札の方式というのは今回とられたような形が1つの原点としてやられるというふうに解釈をしてよろしいんですかね。今回はまとまった数字のものが出ておりますよね。これにかかわらず工区を3つに分けて、7業者がこれに決定したわけですよ。私は先ほどからちょっとお尋ねしてたのは、できるだけ飯塚市から発注される業者はすその広くお願いしたいと、できれば手厚く落札してもらいたいなど、それが最終的には飯塚市にかえてくるんじゃないかなという基本的な考え方に基づいてお話をしているものですから、今後、先ほど説明のあった、例えば幸袋と目尾とか、鎮西と潤野とかいろんな話が出ておりますけど、これから進められていく工事の発注の形態というのは、基本的にはこういった形で、多くの参加者を入れてやるというふうに考えておいていいですかということ、私は聞いておるんですよ。

副市長

ご質問の件は分かりますが、これがこのとおりいくかということは、私は違うであろうと思っております。ただ市内業者の育成というのは行政に課せられた大きな課題ですから、当然これはできるだけ参加の機会を増やしていくという基本的なスタンスがあります。あとは合理的にどういう区分になるのか、3工区になるのか、2工区になるのか、4工区になるのか、土地の形状、それから今回はこういう3工区になりましたけど、ひょっとしたら別の場所で、平らな広いところで自由に建てる場合は、例えばそれが4工区になるかも分かりませんし、3工区になるかも分かりません。ただある一定のまとまった合理的な市内業者の育成ということと、もう1つはやっぱり行政は最小の経費で最大の効果と、それと一般の税金も使いますので、その辺の合理点を満たしながらですね、ただし市内業者もできるだけ参加、業者の育成というのは一方で大きな課題ですから、できるだけ加わられるような形を考えていきたいと思っております。

ますが、その区切り方は2工区になるか、3工区になるか、この場合はたまたま複合施設等があるいろいろありましたから、複合施設があるかないかとかいう場合でも変わってしまうし、そういうことを見てできるだけ区切れるものは区切るといふふうには考えております。ただあまり細かく区切ると、逆に経費が高くなる問題とか、統一性の問題がありますから、それはそれぞれ合理的な範囲内でやっていきたいというふうに思っております。

岡部委員

心配しているのはね、落札率84.99%で適正な工事ができるのかなという問題も持っております。それで果たして公共工事の役目がきちっと図れるのかなという不安がありましたけど、いま課長が言われるような形で、基本的にはこれでできるということであるならばね、これはこれとして受け止めておきたいと思えます。

それで最後に1つだけですね、ちょっと不安に思っていることがあるんですよ。今度の業者の選考がどういうふうな形に基づいてやられたか分かりませんが、このJVの組み方で飯塚市内のAランクとBランクと組んでありますよね。私はあまり建設業のことはよく知らないんですけど、例えば特定を持っている業者とか持っていない業者とかということによって、建設業法上のやれる能力、範囲っていうのが定められているというふうに考えておたわけですけど、今回の結果を見ると、それを超えておるといふような結果が出てるものだから、きちんとした施工管理能力のある状態でなくてはいけないのに、何となく不安を感じるわけですよ。そのところは管理するほうとして、発注者として、どのように考えておりますか。

契約課長

1工区工事につきましては、建設規模から10,000平方メートル以上の延べ床面積の施工実績が必要であること。それから実際にその主任技術者として従事した経験を有する者を専任で配置できること等参加条件として決めさせていただきまして、これを全部をクリアした4JVが全て参加されているということでございますので、そういった観点から施工の質、それから能力等を条件に付けまして入札に参加していただいているということでございます。

岡部委員

いまのあなたの説明では、今回、応札して決定をされた業者の方というのは、こういった公共事業、こういった金額というのは、皆さんそれぞれの資格をクリアしているということですか。

契約課長

ご説明いたしましたのは、1工区のゼネコン業者の代表者につきましては、そういう専任の技術者を配置できること等の条件を付しているという説明をしたところでございます。市内業者の方につきましては、従前から実績がございますので、そういった点につきましては履行可能という形の中で判断をいたしまして、手持ちのない業者は参加可能という形の中で業者選考委員会で決定して、こういう形で最終的には参加なされた。市内におきましては7JVがそれぞれ2工区、3工区に参加されたということでございます。

岡部委員

ということは、先ほど副市長言われましたような形での発注というのが、今後こういったものを考慮してやるということは、業者の選定についても基本的にはこういうところをきちっと分かったうえでやるというふうに理解してよろしいわけですね。

委員長

ちょっと確認ですけどね、契約課長がいま言われました、床面積10,000平方メートル、それとその工事に従事した管理技術者で申し込みをされたということですね。そういう説明でいいんですね。分かりました。

他に質疑はございませんか。

八児委員

いまのお話を聞きまして、1工区の方ですけども、応札業者が4社という形が多いのですか、少ないですか。なんとなく私は少ないんじゃないかというふうに思うんですけど、どうですか。

契約課長

今回の穎田小中学校建設に係ります3工区工事につきましては、市内業者をできるだけ活用できる立場をとりました関係上、手持ちのない業者、1等級あたりでも14社程度、それから2等級でも最大16社程度という形の中で、形成できるJVというのが市外業者を含めまして最大でも13、4社ということが想定されておりました。そういった中でそれぞれの工区ごとに参加ということになります。1工区につきましては3JVという形でJVの形態が違います関係上、1工区に参加されましたJVにつきましては、2工区、3工区には参加できないということになっておりますので、あわせまして最終的には7社と4社、11JVが結成されまして、4社につきましては市外業者とのJVで1工区に参加されたと、7JVにつきましては2工区、3工区のほうに参加申請されて、入札に参加いただいたということでございますので、全体数からいきますと最大14JVくらいが一杯かなというところの中でありましたので、結果的には11JVで落ち着いたということになっておりますので、多いか少ないかというよりも、市内業者の優先発注という観点からJVの発注方式をとらせていただきましたので、1工区につきましては4JVしか結成されませんでしたけれども、若干少なめかなとは思っていましたが、こちらのほうに多数参加されますと逆に2工区、3工区の参加JVが少なくなるということだったのでございましたので、結果はこういう形になっております。

八児委員

説明は分かりましたので、それはそれでいいと思いますけども、やはり4業者で応札するというのは少ないんじゃないかと。こちら辺はひと工夫して頂いて、私どもとしてもやはり地元業者に少しでも仕事が渡っていく。出資比率は50%ですから5億以下の業者はたくさんいらっしゃると思うので、そういう意味ではそれに応札できるような条件をもう少し幅広くしていただいて、地元業者が少しでも入っていけるような状況を、当然、入っているわけですけども、もうちょっと工夫がいるんじゃないかと、私はそういうふうに思っておりますので、これは意見だけさせていただきます。

委員長

他に質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第69号 契約の締結（（仮称）飯塚市立穎田小中学校建設（1工区）工事）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第70号 契約の締結（（仮称）飯塚市立穎田小中学校建設（2工区）工事）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第71号 契約の締結（（仮称）飯塚市立穎田小中学校建設（3工区）工事）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第76号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

生涯学習課長

「議案第76号 指定管理者の指定」について補足説明をさせていただきます。

議案書の47ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるため提出するものでございます。施設の名称につきましては、飯塚市文化会館でございます。

次に選定の経緯等についてご説明いたします。飯塚市文化会館の指定管理者・指定候補者の選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が6月14日、7月26日、8月10日の3回開催され、選定の結果「財団法人 飯塚市教育文化振興事業団」が候補者に選ばれており、8月18日（木）に委員長より市長に答申がなされました。指定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間といたします。この答申書には委員会の附帯意見として、1点目に「事業実施について、理事への依存度が大きく、各理事の得意な分野の事業にやや偏っている感がある。飯塚市の文化振興において必要なものは何なのかという観点から、文化事業のあり方を見つめなおして欲しい。」2点目に「理事がボランティアで働いていることは短期的には良いが、組織としての持続可能性の観点からは、長期的には無理がある。また、現在は、理事が企画立案のみならず事業実施機能をも担っている。しかし、これでは負担が大きすぎるので、理事会のあり方も含めて、中長期的に見直しを図る必要がある。」3点目として「飯塚市の個性豊かな新しい文化の創造を担える人材の確保及び育成が不可欠である。それは、理事及び理事会の負担軽減に寄与し、貴事業団の組織としての持続可能性の向上につながるだけでなく、飯塚市の文化振興に多大な意義を有するはずである。」以上3点が記されています。

選定の方法および理由につきましては、議案書に記載されておりますので省略させていただきます。また、応募団体の評価点につきましては、48ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、飯塚市文化会館の指定管理者の指定についてのご報告とさせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

前はきちっとした審査会の中で、それなりの業者が応募というか、プロポーザル方式で出てきてくれてそれなりに議論があったというふうな形を覚えております。ただ今回の分を見ますと、ここにも書いてあるように応募してきたのはたったの2社ですよ。それも確か東京と地元というふうな形で、こういうふうな形になると、普通の人考える限り、その管理運営上の問題は地元の業者がやると、あと営業して例えばお客さんを増やすとか、売り上げを増やすとかいうこういった諸々のものを考え合わせるときに、たった2社だったら、大体こういう選び方に、誰が考えてもなると思うんですよ。私はたくさん聞きたいことがこの点についてあるんですけど、時間が限られておりますので、あなたに聞きたいんですけど、こういう方式で指定管理業者を選考するのに、金額からいってもたった2社しか応じてこないということは、私が考えれば異常だというふうに思うんですけど、あなたはどう思います。

生涯学習課長

今回の公募につきましては2団体でございました。ただ公募を開始から現場説明を行った時点で、現場説明に来られた団体が9団体ございまして、その中で文化会館の説明を行った中で最終的には2団体と、ただ2団体につきましては1団体をご存じのとおり事業団ですけど、もう1団体につきましては、9団体来られた中の2つの団体がグループを組んでこられたという形をとられております。いま言われました2団体が少ないのかということですけど、他の指定管理施設の中でも、だいたい応募が2団体から4団体ぐらいかなというところを考えれば、本当

であればもう少し応募いただいて、いろいろな選択肢の中から選考委員会の中で選んでいただけるのがベストだというふうには思っております。

岡部委員

前回のときのプレゼンテーションに私も行って、業者の方がどういうふうな思いで参加をされたかということをお聞きする機会があったんです。今回どういうふうな形でやったのかというのは、前回のときの市長に答申をされた結果と違う形の中で市のほうが動いてきたもので、業者のほうもはっきりいって信用してないと。市の考えなのか、それとも業者の利便性とか、そういったほうになっていくのかということについて、選考の基準というのがはっきり分かっていないので、ここに力を入れて一生懸命出てきても、必ずしも、もらえるとは限らんという考え方、半分あきらめみたいな考え方がこの中にあったことは事実ですよ。私が心配をしているのは、今回とられたこの飯塚市教育文化振興事業団、これ昔からありますよね。この中身については、この小野正行さんという理事長も、確か近大の工学部長さんじゃなかったかと思うんですけど、およそ今まで文化振興とかいう形のなかで参画をしてこられた人じゃないですよ。私とすれば、やはり地方には珍しいようなものでもこの人だったら呼べるとか、あるいはこういった事業でも起こせるとか、そういうふうな、やっぱり社会的な影響力のある団体に飯塚市はとっていただきたかったと思うわけですけどね。この結果だけを見れば、揉めごとは起こしたくない、揉められたくないので、適当なところで過去の実績から勘案したら、これぐらいだといいたろうと、地元業者でもあることだからというのが、色濃く見えてくるわけです。これについて私は大いに不満があるんですよ。こんなことだったらプロポーザルのこういう選考方式なんかやめた方がいいと、私は思いますけど、副市長、どう思いますか。

副市長

この文化会館の指定管理については、過去いろいろないきさつがあったというのは十分承知しております。たまたま、今回地元企業うんぬんじゃなくて、私も過去の経緯から、この選考結果なりプロポーザルでどういう答申が出てくるのか十分に関心がありました。実際、中身を聞いてますと、いま質問者が言われる部分も確かにあるかもわかりませんが、実際にこの文化振興事業団の担っている意義等について、例えばその嘉穂劇場とコスモスコモン、この2つの大きなものが地元にあるんですが、こういうものの振興とか、お互いに協力関係をやっていくという運営面だけが、今回はかなりA業者のほうは効率的なその辺ばかりのプロポーザルが強くて文化をどうするかそういうふうな点が若干見劣りしたようですねという意見は聞いております。それは非常に今回の応募されたもう1つ団体さんのその辺が効率性ばかりあまりアピールしすぎての結果かなと、私は正直そういうふうには受け取っています。私はこの指定管理については、個人的にはどこの団体がとられても地元の方を雇用していただけるから、できるだけこの指定管理の本来の目的であります市民の方が使いやすい、そしてこの文化会館が大いに利用が増えるということを願っておるんですけども、今回こういう地元ということ抜きにして、こういう文化振興事業団という形が答申で選ばれてあがってきたということですので、これはそれなりに私は評価していいのではないかとこのように思っております。

岡部委員

今、あなたが言われるように大いに利用が増えるという形になればベストだと思います。ただ、5年間ですかね、指定管理期間が。この中で私は大いに利用が増えるような環境ではないというふうに自分で思っておりますので、期待しながら不安も持って、これを見させていただいておりますのでね。1年たって状況が変わらないと、むしろ逆に言ったらまた赤字が出ましたとか、この予算の枠の中でやれませんかなんて話がまさかまさか出るとは思いませんけど、私はあなた方の選考の結果として大いに利用が増えるというふうな形で選考されたと思いますので、期待をして見させていただきたいと思います。

委員長

他に質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第76号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第77号 指定管理者の指定（飯塚市市民交流プラザ）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

市民活動推進課長

「議案第77号 指定管理者の指定（飯塚市市民交流プラザ）」につきましてご説明いたします。

議案書の49ページをご覧ください。この件は、飯塚市市民交流プラザの指定管理者の指定期間が、平成24年3月31日をもって満了するために、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条の規定に基づき、公募による募集を行い、飯塚市指定管理者選定委員会において審査が行われました。

その選定の結果、指定管理者の候補として、「特定非営利活動法人 市民活動ネットワーク e - Z U K A」が選定されましたので、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間です。選定の方法及び理由等につきましては議案書に記載のとおりとなっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第77号 指定管理者の指定（飯塚市市民交流プラザ）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市史編纂業務の進捗状況について」の報告を求めます。

文化財保護課長

「飯塚市史編纂業務の進捗状況について」ご報告いたします。市史編纂業務につきましては、平成18年から平成21年の4年間にかけて、総務課で行政史編を編集しておりましたが、

続きまして歴史編を編纂することになり、平成22年度から編纂業務が、総務課から文化財保護課に移管され、現在編纂を進めております。編纂業務の委託契約を8月11日に株式会社ぎょうせいと締結いたしました。履行期間は平成23年8月12日から平成28年3月31日までの5年間であります。契約金額は7035万円です。この業務につきましては、平成18年度1市4町の合併を契機に作成しました行政史編をベースにいたしまして、この行政史編と今後執筆いたします歴史編をあわせました通史編を編纂するものであります。

今後の計画といたしましては、本年度に編纂・執筆委員会の設立、基本計画の検討・策定、目次の検討、全体構成と執筆分担を行う予定です。平成24年、25年度に資料調査、通史編の原稿作成、平成25年度に写真集の印刷・製本、平成26年度に通史編の内容調整、平成27年度に通史編の印刷・製本を実施する予定でございます。成果品につきましては、通史編は上、中、下巻の3巻構成で、B5版、各900ページで、各巻1,000部を作成する予定です。また、写真集はA4版、100ページで1,000部を作成する予定です。

以上でご報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「旧伊藤伝右衛門氏庭園の国名勝指定について」の報告を求めます。

文化財保護課長

「旧伊藤伝右衛門氏庭園の国名勝指定について」ご説明いたします。本年5月20日に国の文化審議会により名勝の新指定として、文部科学大臣に答申されておりました本市の旧伊藤伝右衛門氏庭園が、本年9月21日付の文部科学省告示第141号により、国の名勝に指定されたことが告示されました。これで指定が正式に決定いたしましたのでご報告いたします。

指定の理由としましては、旧伊藤伝右衛門氏庭園は北部九州の筑豊炭田の炭鉱経営者の本邸庭園として貴重であり、変化に富んだ展望と特質のある景物には芸術性に富んだ優秀な造園意匠が認められ、その芸術上・鑑賞上の価値が高いということであります。

この名勝指定は、本市が推進している旧伊藤伝右衛門邸を核とした歴史遺産を生かしたまちづくりの弾みになるものであり、このことを広くPRしていきたいと考えております。

今後は、文化庁、県文化財保護課、庁内の関係各課、観光協会をはじめ関係団体と協議して連携をとりながら保存と活用を進めてまいります。

なお、本年11月19日土曜日の午後1時30分からは、福岡ソフトウエアセンター研修室と旧伊藤伝右衛門邸で、庭園の調査を実施された京都造形芸術大学教授の仲隆裕氏をお招きし、記念講演会と現地説明会を実施いたします。以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会答申について」の報告を求めます。

学校教育課長

飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会より、去る9月12日に「飯塚市公立保育所・幼稚園のあり方について」、市長あてに答申がなされましたので、その概要についてご報告いたします。

答申書の1ページをご覧ください。今回、公立保育所・公立幼稚園のあり方について、総合的に検討することとなった経緯等につきまして、まず初めにご説明いたします。

「1.はじめに」のところでございますが、公立保育所につきましては、平成22年10月

に策定いたしました「飯塚市公立保育所民営化等実施計画」におきまして、今後、公立保育所として維持・継続していく施設、民営化や統廃合を進めていく施設等について明らかにされていたところでございます。

一方、公立幼稚園につきましては、平成21年2月に策定されました「飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」におきまして、公立幼稚園3園を再編整備し、1園を公立幼稚園として継続して存続させることとなっていたところでございます。しかしながら、計画策定から2年が経過し、就学前児童やその保護者を取り巻く状況が変化するとともに、幼児教育と保育の一体的な提供を行うことができる現行の「認定こども園制度」や、国における「子ども・子育て新システム」の検討等に見られますように、保育所と幼稚園の垣根を取り除いた、幼児教育と保育の一体的な提供等について、横断的に検討していくことが求められるようになりました。このようなことから、本年5月に市の附属機関であります「飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会」が設置され、今後の公立保育所及び公立幼稚園のあり方について、総合的に検討がなされたところでございます。

答申の主な内容につきまして、1枚ものの資料でご説明いたします。一覧表で整理しておりますが、「公立保育所及び公立幼稚園のあり方について（全体スケジュール）」のところをご覧ください。

まず、菰田保育所・徳前保育所および楽市保育所・平恒保育所につきましては、それぞれ統廃合することとし、統廃合後はいずれの施設も公立保育所として維持・継続することとなっております。なお、統廃合の時期につきましては、合併特例債の活用ができる期間等を踏まえ、平成27年度までに統廃合することとし、新設の場所につきましては、今後、できるだけ早い時期に決定することとなっております。

次に、筑穂保育所につきましては、現計画どおり、公立保育所として維持・継続することとし、鎮西保育所は平成25年4月1日、枝国保育所は平成26年4月1日、相田保育所は平成27年4月1日に、それぞれ民営化することとなっております。

次に、幸袋保育所と幸袋幼稚園、赤坂保育所と庄内幼稚園および穎田保育所とかいた幼稚園の各施設につきましては、公立幼稚園3園の幼稚園としての機能はそれぞれ残しながら、公立保育所と連携して、幼児教育と保育を一体的に提供することができる「認定こども園」として再編整備することとなっております。

再編整備の時期は、いずれも平成25年4月1日とし、幸袋の両施設については、近接しており、連携が可能であることから、そのまま両施設を活用することとなっております。また、庄内及び穎田の各施設につきましては、それぞれの施設が離れており、連携を図ることが難しいため、赤坂保育所及び穎田保育所をそれぞれ活用し、認定こども園とすることとなっております。なお、幸袋の認定こども園につきましては、再編整備後の平成28年4月1日から民営化することとなっております。

次に、この資料の裏面をご覧ください。「認定こども園の運営に係る主な事項」について、ご説明いたします。まず、定員につきましては、記載のとおり、幸袋では長時間利用児、これは保育園児でございますが90名、短時間利用児、こちらは幼稚園児でございますが90名の計180名、庄内では長時間利用児90名、短時間利用児75名の計165名、穎田では長時間利用児120名、短時間利用児75名の計195名となっております。

次に、給食につきましては、現在の公立幼稚園では、かいた幼稚園のみ給食を提供しておりますが、認定こども園に移行後は、すべての幼稚園児に給食を提供することとなっております。なお、3歳以上の保育園児と同じように、幼稚園児にも副食のみの給食を提供することとなります。

次に、送迎バスの運行につきましては、現在、庄内及びかいた幼稚園において、幼稚園バスを運行しておりますが、認定こども園に再編整備後は、送迎バスのない保育園児との関係等を

考慮し、すべて廃止することとなっております。

保育時間及び始業・終業時刻等につきましては、現行のとおりでございます。

最後に、保育料及び授業料等についてでございますが、長時間利用児の保育料は現行どおりでございます。また、短時間利用児の入園料、授業料及び預かり保育料につきましても、現行どおりとし、給食費につきましては、副食に係る額を負担していただくこととなっております。なお、授業料等につきましては、今後、長時間利用児との費用負担のバランスや他市の状況等を十分踏まえながら、見直しを行うこととなっておりますが、特に授業料等の設定については、様々な視点から十分な分析及び検討見直しを強く要望するとの委員会からの意見が付けられています。その他、認定こども園の運営にあたり必要となる事項につきましては、認定の申請までに十分な検討を行うこととしております。

以上が答申の概要でございますが、本市といたしましては、この答申の内容を最大限尊重しまして、この答申に沿った形で、それぞれ実施していくことといたしておりますので、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上簡単ですが、飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会答申についての報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

1つだけ参考までに教えていただきたいんですけど、いま保育士の資格を持った正規の飯塚市の職員さん、それと実際に運営にあっている臨時職の人たちがたくさんおられますよね、大体何%ぐらい正規の人がこの保育所、こども園の中に充足しているんですか。

学校教育課長

幼稚園につきましては正規の職員が8名、臨時職員が12名ということになっております。その内訳は庄内が正規が2名、幸袋3名、穎田3名ということでございます。

岡部委員

その人たちの平均年齢はいくつぐらいですか。分からなかったらいいんですけど、私が心配しているのは、高齢化がどんどん進んでいる中で、あなたがたは統廃合とか民営化とかいうような形を出しているから、そういう状況ならいいけど、若い人たちがその中に入っているときに、非常に狭義的な世界というか、狭い分野の中に置かれて、飯塚市も確か一般職への統合試験とか何とかで、変更してやったけど、そういった問題を抱えているのかなと思って、ちょっと参考までに聞いています。年寄りばかりしかおりませんので、あとは臨時でやりよりますとか、またそういった問題があるとですかということを知っているだけです。

学校教育課長

お答えになるかどうか分かりませんが、確かに幼稚園の先生方の年齢につきましては、正規の職員の先生方につきましては若干高いように、私自身も感じております。ただ臨時職員につきましては年齢が結構下がるところであります。その中でいま幼稚園の運営を行っております。ただし今まで幼稚園の3園の交流人事とか、あるいは保育所との交流人事を、昨年度はありましたけれども、ほとんど行ってきておりませんので、確かに言われるように幼稚園は幼稚園として狭義といいますか、狭い世界といいますか、そういった状況も生まれることは確かであると自分自身も感じております。

鯉川委員

私も素朴な疑問を2、3点質問させていただきたいんですけども、いま答弁を西課長のほうがされていますけども、こども園ができたときには、教育部と児童福祉部とになるわけでございますけれども、認定こども園ができた場合、所管はどちらになるのでしょうか。

学校教育課長

いままでどおりに幼稚園といたしますか、短時間利用児のほうは文部科学省の管轄になり、保育のほうは同じように厚生労働省の管轄となりますので、いままでどおりの管轄になっております。

児童社会福祉部長

認定こども園になりましたら、建物の関係は児童社会福祉部のほうでやります。それと保育士との関係は当然やりますけれど、この幼稚園の先生に関しては教育委員会が持つような形になっています。建物とか保育士については、うちのほうで持つ形になっております。

鯉川委員

認定こども園でいま幸袋保育所と幸袋幼稚園、これは近接しており連携が可能であるため、その両施設を活用し認定こども園とするとあります。あと庄内と潁田のほうについては、場所が離れているために連携が難しいため、庄内であるならば赤坂保育所、潁田であるならば潁田保育所を活用しとありますけども、幼稚園と保育所の子どもが1つの教室で教育を受けるわけですけれども、1つで今まで幼稚園児が通っていたキャパシティとしては十分足りるんですか。

児童社会福祉部長

潁田保育所につきまして潁田支援センターがありますが、潁田支援センターを別の位置にやっていたら、その中で幼稚園の3、4、5歳を受け入れれば、潁田は潁田幼稚園の子どもを入れて潁田こども園になると考えています。また、赤坂保育所につきましては庄内の幼稚園の子どもさんを入れるにはちょっと狭すぎますので、2部屋か3部屋増築するような形で考えております。

鯉川委員

一般的に我々が受けるのは、認定こども園という席がさもあるかのように思うんですけども、それはないわけですね。あくまでも認定こども園として保育所があり、1つの施設の中に幼稚園がある。だから幼稚園児であり、保育所の児童で、それぞれの申し込みというのは、どんなふうな形になる訳ですか。

児童社会福祉部長

いままでどおり幼稚園の子どもさんは教育委員会で受け付けるような形になりますけれど、保育所の子どもは保育所で受け付ける形になります。ただ認定こども園になりましたら3、4、5歳につきましては、幼稚園の子どもと保育所の子どもが一緒の部屋で遊んで勉強するという形になっております。

鯉川委員

この資料を読んでみますと、認定こども園について5ページですか、保育所のほうに入る子どもたちも、親が働いていないでも受け入れられるような形で書いてありますけれども、これは働いていないでも保育所として入るわけですか。あくまでもこれは幼稚園側に入れるということですか。どういうふうになるんですか。

児童社会福祉部長

それはいままでと同じでございまして、親が働いていないでも入れるのは幼稚園として入れるということです。当然、保育に欠ける子どもとしては、保育園としてしか入れない形になっています。

鯉川委員

見ていたら「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者の働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一般的に行う機能）」と書いてありますから、これを見る限りでは、保育所でも幼稚園でもどちらでも入れるような錯覚を起こすんですけど、そんなふうにとれませんか。

児童社会福祉部長

ここに書いておりますのは、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れると書いてますが、保護者が働いている場合は保育として受け入れる。働いていない場合は幼稚園児として受け入れるという形になっております。

鯉川委員

それから1つの園として、認定こども園になった場合に外で遊ぶときなんかは、幼稚園の場合は3歳児の子どもたちが外で遊んで、遊具関係でも3歳児未満の子どもたちが遊んだら危ない遊具なんかもあると思うんですけども、そこら辺の配慮というのはどのようになっているのでしょうか。

学校教育課長

いま現在そういうふうに3歳未満と3歳以上の子どもたちの中で、遊具関係については危ないということもありますが、それにつきましては今後も同じようになっていくものと考えております。また私も今後認定こども園になりましたときに、そういった細かい点まで、来年1年かけまして検討してまいりたいと考えております。

鯉川委員

最後の質問にいたしますけども、認定こども園にした場合に保護者側からのメリット、デメリット、また施設側からのメリット、デメリットというのはあると思うんですけども、教えていただけますか。

学校教育課長

いま現在、認定こども園を利用している保護者方の意見としましては、いろんな意見がありますが、認定こども園になりました親同士が知り合って交流の場ができました。要するに保育に欠ける子と保育に欠けない子の保護者が一緒になりますもんですから、その中で交流の場ができた。あるいは小学校入学後も親子の交友関係がスムーズになりました。つまり、これは子どもは多くの友達と遊ぶことができるようになった。そして保育園児と幼稚園児が一緒になりました関係で、行事もにぎやかになりました。とかいったことでの意見がありますし、また思いやりの心を身に付けることができたのではないかと考えています。ということがありまして、認定こども園になったことへの保護者の評価としましては、約75%は評価しているというような意見もございます。今後、認定こども園になったときに、またいろいろとそういった問題も出てくようかと考えております。

鯉川委員

いまの説明を聞いてまして、例えば就学前の教育をするということで、教育やってるときに幼稚園側の子どもさんというのは早目に帰る。保育園側の子どもさんは親が迎えに来るまで5時ぐらいまでおる。これは1つの教室の中で教育をやって、早く迎えに来られた子どもさんだけ帰る。保育所の席を置いてる子どもさんたちは部屋に取り残される。そこら辺でなんとなく劣等感というか、何で自分たちだけは親が迎えに来ないのかという感情が生まれぬか心配するんですけども、そこら辺はどんなふうになるんですか。

学校教育課長

この検討委員会の中で1度認定こども園についてのDVDを全員で見たときに、言われてあったことにつきましては、そういった問題はほとんど起きていないということが言われてありました。

教育長

認定こども園になりましたら、いまご質問のとおり、幼稚園の子どもは午後2時には親が迎えに来て帰る。そして保育所の子どもは6時までいるというような形になります。子どもも理解しがたいし、保護者も開園当時はなかなか家庭の環境等も違いますので、うまくいかなかったということも園のスタートがほとんどでございました。いくつかを実際に何年前から私も訪問をしたり、直接園長先生からお尋ねをしたときはそうでした。ですからその問題をクリア

するために、幼稚園の教諭が子どもにもその違いを、お互いの環境の違いだとか、共通に学習をする午前中の時間の価値だとかについて、教育を幼稚園の教諭、保育所の保育士が共通にいたします。そして保護者は幼稚園の保護者と保育所の保護者で懇談会を持つなどして、それぞれの環境の違いを理解しつつ、子どもたちのために一緒に何をするかというような取り組みを仕組むことで、先ほど学校教育課長が説明しましたような、子どもも幅広い人間関係が広がり、保護者もたくさんの知り合いができて共通の子育てができるという、そういう子育て環境の向上にやがてはつながるといように聞いておりますので、本市でもそのようになるように今後企画し、職員の研修を進めていきたいと考えているところでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「平成24年度飯塚市立幼稚園園児募集について」の報告を求めます。

学校教育課長

「平成24年度飯塚市立幼稚園の園児募集要項について」ご説明いたします。まず募集期間でございますが、平成23年10月3日から10月20日までということにしております。次に、募集人員でございますが、幸袋幼稚園につきましては3歳児20名、4歳児50名、5歳児50名ということで合計120名、庄内幼稚園につきましては3歳児25名、4歳児30名、5歳児30名の85名、かいた幼稚園につきましては3歳児25名、4歳児30名、5歳児30名の計85名でございます。ただし申込者が募集人員を超えた場合は、優先者を除き申込者全員で抽選を行うこととなっております。次に預かり保育につきましては希望者のみ通常の保育士時間終了後2時間程度、通園バスについた庄内幼稚園、かいた幼稚園の旧園区内のみ運行、授業料等につきましては従来と変わっておりません。ただし先ほど説明いたしました、あり方検討委員会の答申の中においてございました通園バスにつきましては、米印で平成25年度以降変更の可能性がありますと、授業料等につきましても、一番下に平成25年度以降変更の可能性がありますということをうたい込んでおります。

以上、簡単であります。募集要項についての説明を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして市民文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。